

令和2年第3回安城市議会定例会請願文書表

令和2年9月1日

番 号	請 願 第 1 8 号	受理年月日	令和2年8月21日
件 名	安城市自治基本条例の各条文について質問に答えていただくことを求める請願4		
提 出 者	森 三 長 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
要 旨	請願の趣旨 自治基本条例は市民参加、市民協働を促進し、市長、議会、議員、住民が共に協力してより良いまちづくりをめざすことを目的とした市の最高規範、市の憲法と認識しています。 ここで、私達は本条例について多くの点で疑問を持つことになり、本条例と議会基本条例の趣旨、及び議会基本条例第5条2に従い意見交換会を大屋明仁議長様に求めたところ、各議員個別に対応してほしいとのご指示を受け、今年7月にそれら疑問への説明を求めて書面で議員の皆さまに質問書を提出させていただきました。 しかし、どうしたことか条例を遵守すべき議員さんからは全く回答がありませんでした。市の最高規範、憲法である本条例、及び議会基本条例の遵守をお願い申し上げます。 ここに、日本国憲法 第16条（請願権）、地方自治法 第124条（請願の提出）、自治基本条例第6条、第9条1、第10条2、第11条、第24条2と3、議会基本条例第2条3、第3条2と5項等に基づき、以下の質問全てに対して、法的、論理的、客観的な根拠を基にした明快な説明をお願いし、『説明責任』（議会基本条例 第3条5項）を果たしていただくことを求めます。 ○質問・・・第7条市民参加の権利及び解説 1、市民（市外の人や外国人等）が主体ですか？主体は有権者、納税者である住民ではないのですか？ 2、政治活動家（プロ市民）や外国人が市の施策の企画立案から意思形成にかかわる権利を保障してしまっているのですか？あまりに危険ではないですか？ また、仕事や家庭で忙しく市民参加できない一般住民はどうなってしまうのですか？ 3、審議会などの委員選出で住所や国籍を調べていませんが大丈夫ですか？危機管理上問題が無い理由を説明してください。また、いつも市は市と何らかの関係がある団体等から選出しており、いつも同じ人や団体がメンバーとなっていますが、これは市民に等しくなく、本条例違反ではないですか？ 4、市は公募市民を選別しているが、これは『等しく市民参加』の権利を奪っており、本条例違反ではないですか？ まさに、一部の人や団体によって市政が動かされる可能性があり、極めて危険な条文と言えます。 請願事項 質問について、法的、論理的に詳しくお答えください。なお私達の質問内容に疑問があれば誠実に回答する予定です。総務企画常任委員会の請願審査日を除き7日前までに私達に届くよう、その内容を文書にて、議会事務局経由でお寄せいただくことを希望いたします。メールでの回答をする場合のためにアドレスの明記をお願いいたします。		